

○島根県警察教養細則

(平成13年6月1日島根県警察訓令第16号)

島根県警察教養細則(平成6年島根県警察訓令第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号)第24条及び島根県警察教養規則(平成13年島根県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、島根県警察における警察教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(教養計画の策定)

第2条 規則第6条に定める教養実施計画は、学校教養実施計画及び警察本部が行う職場教養実施計画とする。

(学校教養の期間等)

第3条 島根県警察学校(以下「警察学校」という。)における学校教養課程(初任科、初任補修科及び一般職員初任科を除く。以下同じ。)の修業期間及び教養主管所属は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第5号の本部長が定める職は、主任主事及び主任技師とする。

3 規則第7条第7号の本部長が定める職は、係長とする。

4 規則第7条第9号の本部長が定める職は、副主査とする。

(教授科目等の策定)

第4条 規則第9条に定める教授科目、教授要目その他必要事項とは、教授細目、時間割、教授者(部外講師を除く。)その他授業の実施に係る事項(以下「教授科目等」という。)とし、別に定めるもののほか、前条第1項の教養主管所属の長が、警務部人材育成課長(次条第1項において「人材育成課長」という。)及び関係所属長と協議の上策定し、当該課程を実施するおおむね1か月前までに本部長の承認を得るものとする。

2 教授科目等は、次の事項に留意して策定するものとする。

(1) 職務に関する倫理及び各種事故防止に関する事項

(2) 入校者の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的な事項

(3) 事例、討議又は演習に関する事項

(4) 実践的な術科訓練に関する事項

(5) 教養効果の検証結果を反映させた事項

(6) 部外の有識者等の講師としての招へい

(入校者の選定等)

第5条 専科の課程の教養主管所属長は、入校者の選定に当たっては、人材育成課長と協議した上、適正な人選を行わなければならない。

2 専科の課程の入校者を推薦する所属長は、実務能力、教養履歴等を考慮して適正な人選を行うものとする。

(学校教養の留意事項)

第6条 警察学校における学校教養課程の教養主管所属長は、次に掲げる事項に留意して教養を行うものとする。

(1) 集合教養の利点を十分に生かし、かつ、職場教養との有機的な連携に配慮し、計画

的に行うこと。

- (2) 社会情勢の変化に対応し、職務に直結した内容とすること。
- (3) 視聴覚教材を活用するなど、効果的な教養内容・方法の導入を図るように努めること。
- (4) 各教科課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他の部外有識者を講師として招へいするように努めること。
- (5) 試験、論文の作成、グループ討議など効果的な方法により、教養効果の測定を行うこと。

(教養推進責任者の任務)

第7条 規則第10条に定める教養推進責任者は、警察本部にあつては調整官、次長、副所長又は副隊長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長、調整官又は次長をもって充てる。

2 教養推進責任者の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職場教養実施計画の策定及びその実施に関する指導
- (2) 所属職員に対する教養
- (3) 教材資料の準備、講師の要請、あっせん等職場教養実施上必要な事項

(教養推進責任者会議)

第8条 警務部長は、職場教養を効果的・効率的に推進するため必要がある場合には、教養推進責任者による会議を開催し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 教養方針、教養重点に関する事項
- (2) 教養計画に関する事項
- (3) 教養実施方策に関する事項
- (4) 教材等の開発、改善及び活用方策等に関する事項
- (5) その他必要な事項

(各種資格取得の奨励)

第9条 所属長は、所属職員の職務能力の向上を図るため、語学等各種資格の取得について積極的に取り組むよう奨励するものとする。

2 所属長は、所属職員が語学等各種資格を取得した場合には、速やかに必要事項を本部長に報告するものとする。

(教養実施報告)

第10条 所属長は、実施した職場教養で効果的な事例等について、随時、本部長に報告するものとする。

(職場教養の実施状況の報告等)

第11条 職場教養（術科訓練及び個人指導を除く。）を実施した者は、その都度、所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の職場教養を実施した者から報告を受けたときは、その都度、職場教養の実施状況等を記録し、職場教養の推進状況の把握及び事後の職場教養に活用するものとする。

(細部事項)

第12条 この訓令に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な細部事項については、

別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成14年5月28日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日島根県警察訓令第41号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年11月21日島根県警察訓令第32号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成23年1月28日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成29年9月8日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日島根県警察訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に実施した職場教養に係る実施の報告及び実施状況等の記録をこの訓令の施行後に行う場合は、この訓令による改正後の島根県警察教養細則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

警察学校における学校教養課程の修業期間及び教養主管所属

教 養 課 程 名	修 業 期 間	教 養 主 管 所 属
巡 査 部 長 任 用 科	2 週 間	警務部人材育成課
一 般 職 員 主 任 任 用 科	2 週 間	警務部人材育成課
警 部 補 任 用 科	2 週 間	警務部人材育成課
一 般 職 員 係 長 任 用 科	2 週 間	警務部人材育成課
部 門 別 任 用 科	別に定める	任用する部門を主管する所属
専 科	その都度定める	専門的教養を主管する所属